

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 6 月 5 日付鳥取県告示第 500 号）の内容

（告示の内容）

- （1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

小西 由之	岩美郡岩美町大字陸上字木谷口 1699
大西文次郎	岩美郡岩美町大字陸上字柳ケ左近 1703
奥 蘭 秋雄	岩美郡岩美町大字陸上字柳ケ左近ノ内才神 1713
岩本ちづ子	〃
小野原 繁	〃
奥 蘭 秋雄	岩美郡岩美町大字陸上字柳ケ左近ノ内才神 1713 の 1
岩本ちづ子	〃
小野原 繁	〃
寺谷熊十郎	岩美郡岩美町大字陸上字井津ノ谷 1721
北川 博史	岩美郡岩美町大字陸上字治朗代 1727
〃	岩美郡岩美町大字陸上字治朗代 1729
木村 吉藏	岩美郡岩美町大字陸上字大曲ケ 1747
小西安太郎	岩美郡岩美町大字陸上字大曲ケ 1749
山下 光男	岩美郡岩美町大字陸上字大曲ケ内下花尾 1750 の 1
寺谷 彰祐	〃
寺谷英一郎	〃
小山 秀雄	〃
小西 由之	〃
寺谷 彰祐	岩美郡岩美町大字陸上字菜畑 1752
寺谷英一郎	〃
寺谷 彰祐	岩美郡岩美町大字陸上字菜畑 1752 の 1
寺谷英一郎	〃

寺谷 たき	岩美郡岩美町大字陸上字菜畑 1757 の 1
〃	岩美郡岩美町大字陸上字奥間藤 1755
寺谷 彰祐	〃
寺谷英一郎	〃
〃	岩美郡岩美町大字陸上字奥間藤 1756
寺谷 彰祐	〃
〃	岩美郡岩美町大字陸上字奥間藤 1756 の 1
寺谷英一郎	〃
小西安太郎	岩美郡岩美町大字陸上字藤谷 1774
田中 幸藏	岩美郡岩美町大字陸上字藤谷 1776 の 2
岡田 裕幸	岩美郡岩美町大字陸上字神子谷 1781
寺谷 彰祐	岩美郡岩美町大字陸上字落合 1793
〃	岩美郡岩美町大字陸上字落合 1794
〃	岩美郡岩美町大字陸上字奥落合 1797 の 2
〃	岩美郡岩美町大字陸上字奥落合 1798 の 2
〃	岩美郡岩美町大字陸上字奥落合 1799
〃	岩美郡岩美町大字陸上字奥落合 1800
海村 為藏	岩美郡岩美町大字陸上字奥落合 1801

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 岩美町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課